

野田市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第 2 号

野田市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

野田市企業職員の給与に関する規程（昭和61年野田市水道事業規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13号」の次に「。第7条において「条例」という。」を加え、「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を削る。

第7条の見出し中「会計年度任用職員」を「会計年度任用企業職員」に改め、同条中「第2条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与等は」を「条例第23条第1項に規定する会計年度任用企業職員の給与等は、同条に定めるもののほか」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。